

海外リスクセンサー

米国における COVID-19 の流行と

経済活動再開ガイドラインの公表

対象地域

東南アジア・大洋州		米州（含む中・南米）	✓	中東・アフリカ	
東アジア・南アジア		欧州		その他の地域および世界	

レポート要旨

- 米疾病予防管理センター（the Centers for Disease Control and Prevention：CDC）の発表によれば、米国内の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の新規（1日当たり）および累計の確認症例数および死者数は州によって大きく異なるものの、米国全土の新規確認症例数は4月11日に約35,400件に達して以降、下降傾向にある。同様に死者数も4月16日に約2,400名に達して以降、下降傾向にある（いずれも4月23日時点）。
- こうした状況をふまえて、トランプ（Donald J. Trump）大統領は現地時間4月16日、米国の経済活動再開に関するガイドライン「米国再開（Opening Up America Again）」を公開した。同ガイドラインでは、経済活動再開はあくまで州知事の責任・指示において州単位または郡単位で判断・実施するものとされ、3つの経済活動再開フェーズで個人、事業者（事業主）、特定の事業者（事業主）向けの対応方針が明示されている。
- 再開フェーズの判断基準は「ゲーティング基準（State or Regional Gating Criteria）」と呼ばれ、特定の行政範囲における①直近14日間の「疑似症例数（symptoms）」、②直近14日間の「確認症例数（cases）」、③「医療能力（hospital）」から構成される。これはデータにもとづく厳密な基準と考えられるが、ガイドライン中の例外規定によって、必ずしも条件を満たさなくても州知事の権限で経済活動が再開される可能性がある。
- 米国内では経済活動の再開に関するガイドラインが公開され、既に一部の州では再開の動きがある。しかし、米国内で都市封鎖（ロックダウン）が解除されたとしても、地域内で集団免疫を獲得するか（一定以上の人々がCOVID-19の免疫を獲得し、感染拡大が生じにくくなる）、ワクチンが市場に流通するまでは常に感染爆発の再燃とロックダウンの可能性がつきまとうため、企業は世界・全国および州・地域の感染状況・社会状況に応じた慎重な対策・対応が求められる。企業がこうした対策・対応を検討する上で、今回公開されたガイドラインは重要な指針となるものと考えられる。

レポート構成

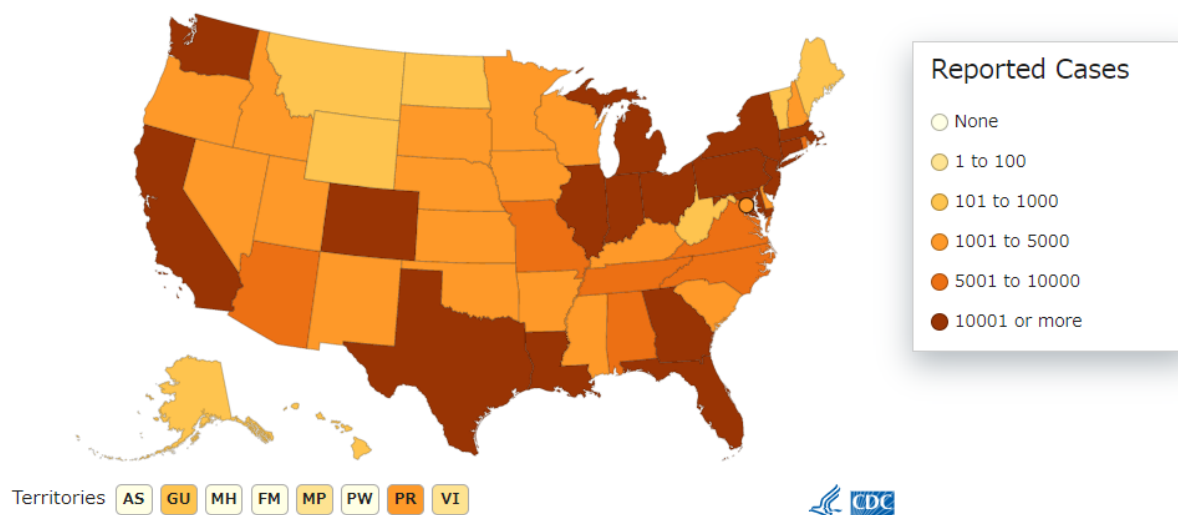
1. 米国における COVID-19 の流行状況	1
2. 米トランプ政権の経済活動再開ガイドラインの公表	3
(1) ガイドライン「米国再開」の概要	3
(2) ガイドライン「米国再開」に対する米国内の反応・評価	6
3. 企業の対策	7
参考資料： 「米国再開」中のフェーズガイドライン（仮訳）	8

1. 米国における COVID-19 の流行状況

米疾病予防管理センター（the Centers for Disease Control and Prevention : CDC）の発表によれば、米国時間 4 月 20 日時点で、米全土（50 州に加えて、海外領土等を含む）での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の累計確認症例数は 776,093 件、死者は 41,758 名に達した。

図表 1 のとおり、各州により確認症例数は大きく異なり、確認症例数が多い順（[] 内は確認症例数）にニューヨーク（New York）州 [245,580]、ニュージャージー（New Jersey）州 [88,806]、マサチューセッツ（Massachusetts）州 [39,643]、ペンシルベニア（Pennsylvania）州 [33,232]、ミシガン（Michigan）州 [32,000]、イリノイ（Illinois）州 [31,508]、カリフォルニア（California）州 [30,978]、フロリダ（Florida）[26,329] となっている。

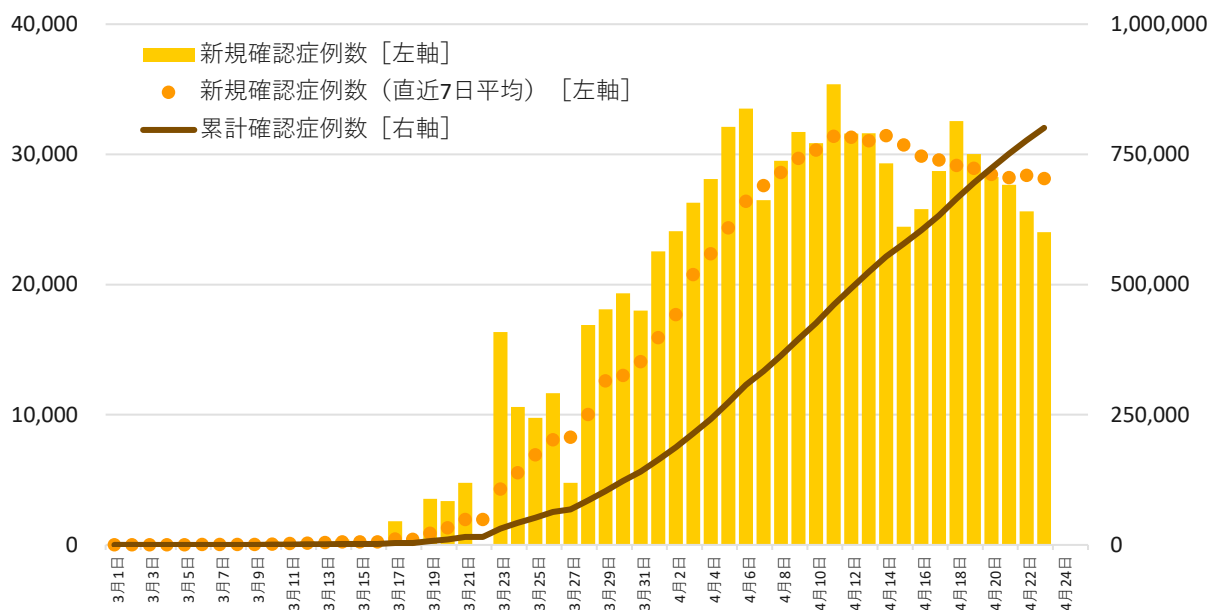
【図表 1：米各州および米領土の感染確認数（4 月 20 日）】



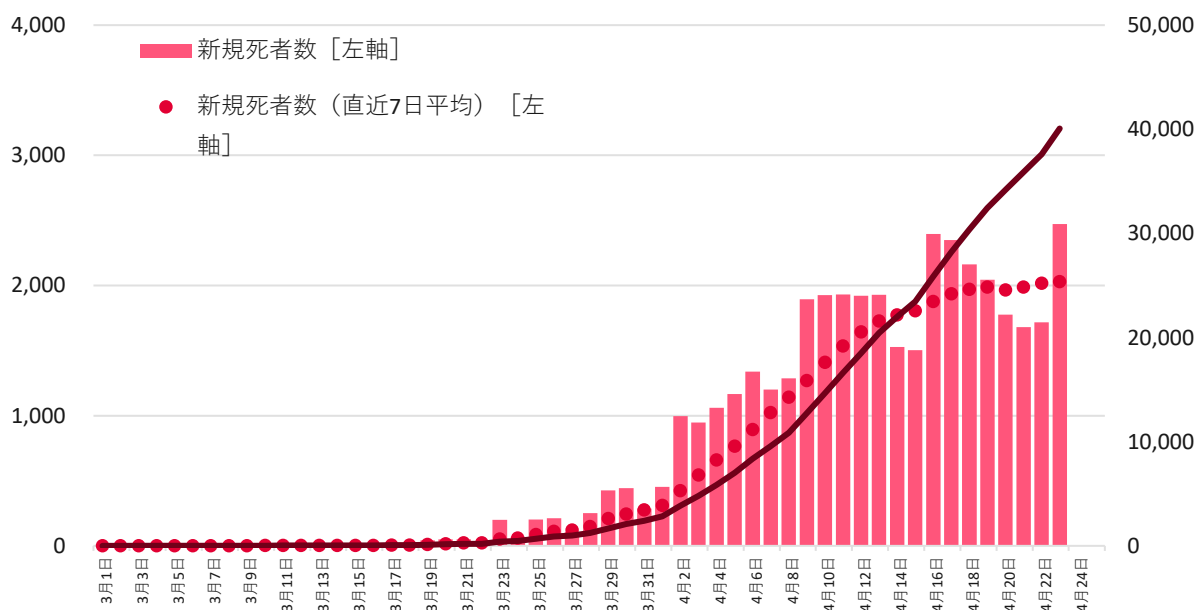
出典：The Centers for Disease Control and Prevention (CDC), “Cases of Coronavirus Disease (COVID-19) in the U.S.”より抜粋。 <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/cases-updates/cases-in-us.html>

米国全土では、新型コロナウイルスの新規確認症例数（1日あたり）は4月11日に約35,400件に達してからは下降傾向にある。同様に、死者数（1日あたり）は4月16日に約2,400名に達してからは下降傾向にある。

【図表2：米国における新型コロナウイルスの確認症例数の推移】



【図表3：米国における新型コロナウイルス起因の死者数の推移】



出典： 図表2・3ともに The World Health Organization (WHO), Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports より弊社作成。 <https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports>

2. 米トランプ政権の経済活動再開ガイドラインの公表

（1）ガイドライン「米国再開」の概要

前述の状況をふまえて、トランプ（Donald J. Trump）大統領は現地時間4月16日、「データは、国家全体で見れば新規感染症例数の点ではピークが過ぎたと示唆している」と述べた。この発言には不正確またはミスリードであるとの見方があるものの¹、トランプ政権は同16日、米国の経済活動再開に関するガイドライン「米国再開（Opening Up America Again）」を公開した²。ガイドラインはホワイトハウスとCDCが作成したものである。

同ガイドラインの特徴は以下のとおりである。

- 経済活動再開は、あくまで州知事の責任・指示において、州単位または郡単位で判断・実施する。
- 経済活動再開は3つのフェーズに区分され、個人、事業者（事業主）、特定の事業者（事業主）向けの対応方針を明示する。
- 段階的再開（Phased Comeback）やフェーズ移行の条件となるのは、ゲーティング基準（State or Regional Gating Criteria）である。

州知事は州単位や郡等の地域単位で経済活動を再開する前に、ゲーティング基準を満たさなければならない。ゲーティング基準とは、特定の行政範囲における①直近14日間の「疑似症例数（symptoms）」、②直近14日間の「確認症例数（cases）」、③「医療能力（hospital）」から構成される。（図表4）

【図表4：米国経済活動再開時のゲーティング基準】

分類	基準
疑似症例数 (symptoms)	<ul style="list-style-type: none">• 直近14日間に報告されたインフルエンザ類似症例数（influenza-like illnesses: ILI）が下降傾向にあることかつ• 直近14日間に報告されたCOVID類似症例数（covid-like syndromic cases）が下降傾向にあること
確認症例数 (cases)	<ul style="list-style-type: none">• 直近14日に報告された感染症例数が下降傾向にあることまたは• 直近14日に実施された総検査数のうち陽性者数の割合が下降傾向にあること（検査数は同水準または増加していること）
医療能力 (hospital)	<ul style="list-style-type: none">• 危機管理体制を敷くことなく全ての患者に対応できることかつ• 抗体検査を含む、ハイリスクな医療従事者向けの強力な検査プログラムが導入されていること

出典：The White House & the Centers for Disease Control and Prevention, Guidelines: Opening Up America Again (April 16, 2020)より筆者作成。

¹ 例えば、ジョンスホプキンス大学健康安全保障センターのスツォ（Jennifer Nuzzo）博士等。

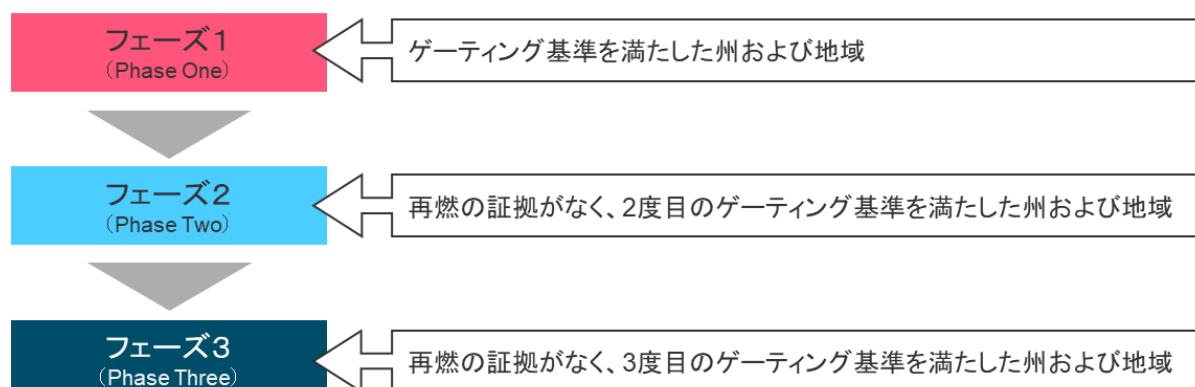
Why Social Distancing Is Important Even If COVID-19 Cases Peaked," NPR (April 16, 2020).

<https://www.npr.org/2020/04/16/835740583/why-social-distancing-is-important-even-if-covid-19-cases-peaked>

² The White House & the Centers for Disease Control and Prevention, Guidelines: Opening Up America Again (April 16, 2020). <https://www.whitehouse.gov/openingamerica/>

経済活動再開のフェーズはそれぞれフェーズ1、2、3とされ、3ほど平時に近い状態である。都市封鎖や緊急事態から最初の経済活動再開（フェーズ1）に移行する場合、前述のゲーティング基準を満たし、フェーズ1から2に移行する場合は、感染拡大の「再燃の証拠がなく（with no evidence of a rebound）」、**2度目**のゲーティング基準を満たさなければならない。フェーズ2から3に移行する場合も同様に、「再燃の証拠がなく」、**3度目**のゲーティング基準を満たさなければならない。（図表5）

【図表5：米国経済活動のフェーズ移行とその条件】



出典：The White House & the Centers for Disease Control and Prevention, Guidelines: Opening Up America Again (April 16, 2020)より筆者作成。

各フェーズでの状況を要約すると（図表6）、フェーズ1は一部の経済活動が再開されるが、厳格な物理的距離確保³が求められ、企業ではテレワークが推奨され、不可欠ではない外出・出張（non-essential travel）は最小化されるべきとされる。事業拠点の共有スペースは閉鎖されるか、厳格な物理的距離確保が推奨される。

学校や組織された青少年活動、酒類提供店（バー）等は閉鎖されたままで、病院や介護施設への訪問も禁止されるべき状況である。高齢者・基礎疾患保有者等のハイリスク層は隔離的避難を継続すべきであり、事業者においては特別な配慮を強く検討すべきであるとされる。

フェーズ2では、私用や業務ともに「不可欠ではない外出・出張」も許容されるが、適度な物理的距離確保が期待される。他方、企業におけるテレワークやハイリスク層への対応はフェーズ1と同様の内容が引き続き継続される。

フェーズ3は適切な注意喚起や物理的距離を確保しながら、ほとんどの経済活動が再開された状態である。

³ ガイドライン中では「物理的距離確保（physical distancing）」と「社会的距離確保（social distancing）」は使い分けられているが、両者はほぼ同義として用いられているため、本項では全て「物理的距離確保」に統一する。

【図表 6：フェーズごとの個人・事業者・特定事業者の対応方針（簡略版）】

対応方針		フェーズ		
		フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
個人	ハイリスク層（高齢者・基礎疾患保有者）	隔離的避難を継続。同居者も職場復帰や外出は細心の注意。		公共の場への外出可。ただし物理的距離確保等に要注意。
	公共の場（公園、屋外レクリエーションエリア、商店エリア等）	最大限の距離確保を実施。10人以上で物理的距離確保が難しければ回避。	最大限の距離確保を実施。50人以上で物理的距離確保が難しければ回避。	
	物理的隔離が難しい状況（レプション、展示会）	10人以上は避ける		
	不可欠ではない旅行	最小化	再開可能	
	その他			混雑した環境で過ごす時間の最小化を検討
事業者	勤務体制	テレワーク奨励（段階的職場復帰）	テレワーク奨励	制限なく要員を復帰
	職場の共有スペース	共有エリアの閉鎖、または厳格な物理的距離確保	共有エリアの閉鎖、または適度な物理的距離確保	
	不可欠ではない出張	最小化	再開可能	
	ハイリスク層	特別な施設・配慮の手配 ^(注)		
特定事業者	学校や組織された青少年活動	閉鎖	再開可	
	高齢者福祉施設や病院	訪問禁止		再開可
	大規模施設（着座飲食店、映画館、礼拝所）	厳格な物理的距離の下、再開可	適度な物理的距離の下、再開可	限定的な物理的距離の下、再開可
	非緊急の手術	外来は可	外来・入院患者ともに可	
	ジム・体育館	厳格な物理的距離確保、衛生ルールの下、再開可	適度な物理的距離確保、衛生ルールの下、再開可	標準的衛生ルールの下、再開可
	酒類提供店（バー）	閉鎖	立ち飲み席の占有率・密集度を下げて再開可	再開可

(注) ガイドライン中で具体的な記述はないが、①個別にマスク（N95等）を配布する、②一般従業員よりも物理的距離が確保できるよう配慮する、③共用備品ではなく、専用備品を貸与する、④特別休暇（無給もしくは有給）を付与する等が考えられる。

出典：The White House & the Centers for Disease Control and Prevention, Guidelines: Opening Up America Again (April 16, 2020)より筆者作成。上記はあくまでも抜粋・簡略版であり、詳細は本紙末の参考資料および原典を参照願う。

（２）ガイドライン「米国再開」に対する米国内の反応・評価

トランプ政権が公表したガイドライン「米国再開」は州知事に権限と裁量を認めるもので、州知事からは概ね肯定的な評価を受けていると考えてよい。

ガイドライン公開直前の4月13日トランプ大統領は定例記者会見で、「(大統領自身に外出制限等を撤廃し、経済的活動を再開する)「絶対的な権限がある」と述べた。これに対し、クオモ (Andrew Cuomo) ・ニューヨーク州知事は翌日のテレビ番組で「米国に王はない。王を必要としてない」と反論する等、連邦政府と州政府で対立があったかのように見えた。

しかし、公開されたガイドラインは州知事の責任・指示の下、州単位や郡単位で経済再開活動を判断できるものであった。既に、いくつかの州知事は4月16日、ガイドラインを支持する声明を発表している。支持を表明した州は以下のとおりである。

- 中西部：イリノイ、インディアナ、ウィスコンシン、オハイオ、ケンタッキー、ミシガン、ミネソタ
- 北東部：コネチカット、デラウェア、ニューヨーク、ニュージャージー、ペンシルベニア、マサチューセッツ、ロードアイランド
- 西部：オレゴン、カリフォルニア、ワシントン⁴

またジョージア州のケンプ (Brian Kemp) 知事は4月20日、同州内で一部経済活動を4月24日から再開すると発表した。

他方、ガイドラインが適切に運用されるかを疑問視する見方もある。上述のジョージア州の直近の新規感染症例数は確かに減少傾向にあるが、AP通信によれば、経済再開活動が宣言された20日時点では6日連続の減少に過ぎず、再開予定の24日でも10日連続の減少に過ぎない⁵。

そもそもガイドラインのゲーティング基準については適用にあたっての例外規定がある。具体的には、「州および地方当局は、これら基準をそれぞれの地域の状況に応じて調整して適用する必要があるかもしれない（例えば、激しい COVID 感染拡大が生じている大都市圏、感染拡大が発生していないか軽度な農村部や郊外地域等）」とされ、州知事の裁量によってゲーティング基準を満たさない場合でも経済活動が再開される可能性を示唆する。こうした例外規定によって、COVID-19 の感染状況や医療キャパシティが過小評価され、州・地域経済や選挙等の要素によって経済活動の再開が判断されかねない恐れがある。

⁴ 「トランプ米大統領、経済再開ガイドラインを発表、州知事に裁量（米国）」JETRO ビジネス短信（2020年4月17日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/56d835127bee12cf.html>

⁵ Jeff Amy, "Georgia to reopen some businesses as early as Friday," AP News (April 20, 2020). <https://apnews.com/cbf7decd1893f9d9afa3ed66b0f516d3>

3. 企業の対策

上記のように、米国内ではガイドライン「米国再開」が公開され、既に一部の州では経済活動再開の動きがある。しかし、米国内で都市封鎖（ロックダウン）が解除されたとしても、地域内で集団免疫（herd immunity）を獲得するか⁶、ワクチンが市場に流通するまでは常に感染爆発の再燃とロックダウンの可能性がつきまとうため、企業は世界および州・地域の感染状況・社会状況に応じた対策・対応が求められる。企業がこうした対策・対応を検討する上で、今回公開されたガイドラインは重要な指針となるものと考えられる。

企業、特に米国に所在・事業展開する企業は以下の点に留意することが望ましい。

- COVID-19 および新型コロナウイルスの予防的措置および基本的対応を徹底する。
詳細は本紙「参考資料：『米国再開』中のフェーズガイドライン（仮訳）」中の「フェーズ共通」の内容を参照願う。
- COVID-19 および新型コロナウイルスの感染が減少傾向にあり、医療キャパシティが維持されていると認められる場合には、段階的な経済活動再開およびリスクに応じた感染予防措置を徹底する。
詳細は本紙図表 6 および「参考資料：『米国再開』中のフェーズガイドライン（仮訳）」中の「フェーズ 1」「フェーズ 2」「フェーズ 3」の内容を参照願う。

以上

⁶ 一定以上の方が COVID-19 の免疫を獲得し、感染拡大が生じにくい状態を指す。どの程度の割合が集団免疫を獲得すればよいかは感染症の基本再生産数（Basic Reproduction Number: R0）によって異なる。COVID-19 では、人口の 60-70%が免疫を獲得する必要があるとの見方がある。

参考資料：「米国再開」中のフェーズガイドライン（仮訳）

※黒字の太字下線の強調は原文どおり。赤字下線の強調は弊社による。

フェーズ共通	全てのフェーズで実践すべき項目。
--------	------------------

個人

- 衛生管理を怠らない
 - 特に人が手で触れることが多い物に触れた後は、石鹸と水で手を洗うか、手指消毒剤を使用する。
 - 顔を触らないようにする。
 - くしゃみや咳をする場合、ティッシュや肘の内側をあてる。
 - 頻繁に使用するものや表面をできるだけ消毒する。
 - 公共の場、特に交通機関を利用する際には、マスク（face coverings※）の使用を強く意識する。
※ 特にマスクに関しては、州や地域のガイダンスや CDC の補完的なガイダンスを継続して遵守する。
- 具合が悪いと感じた場合、自宅にいる。
 - 仕事や学校には行かない。
 - 医療機関に連絡し、医師のアドバイスに従う。

事業者

- 連邦政府、州政府、地方自治体の規制およびガイダンスに従い、業界のベストプラクティスに基づいた適切な方針を策定し、実施する。特に以下の観点に留意する。
 - ✓ 物理的距離と保護具
 - ✓ 検温
 - ✓ 検査、隔離、接触履歴の追跡
 - ✓ 衛生管理
 - ✓ 共用部・人通りの多い場所の消毒
 - ✓ 出張
- 症状が出ていないかどうか、職場・従業員をモニタリングする。症状のある人には、医療従事者の許可を得るまで物理的に職場に復帰させない。
- 従業員の COVID 検査後の従業員の接触履歴追跡に関する方針および手順を構築・実施する。

フェーズ 1

ゲーティング基準を満たした州および地域

個人

- **ハイリスク層 (all vulnerable individuals)** *は、その場で隔離的避難を続けるべきである。これら人々と居住する人々は、ウイルスを自宅に持ち帰る可能性があるため、職場復帰することや社会隔離が困難な場所に行くことに注意を払うべきである。ハイリスクな人々を隔離するための予防措置が必要である。
 - * ①高齢者。②高血圧、慢性肺疾患、糖尿病、肥満、喘息などの重篤な基礎疾患を持つ個人、および癌の化学療法やそのような治療を必要とする他の条件によって免疫システムが損なわれている人。
- すべての人は、**公共の場**（公園、屋外レクリエーションエリア、商店エリア等）では、他の人との物理的な距離を最大限にとる必要がある。**10人以上**が集まる場で、かつ適切な距離をとることが現実的でない場合は、予防措置がとられていない限り、避けるべきである。
- **適切な物理的距離を取ることが容易ではない状況（例：レセプション、展示会）で10人以上のグループとの社交を避ける。**
- **不可欠ではない旅行は最小限に抑え**、旅行後の隔離に関する CDC ガイドラインを遵守する。

事業者

- 事業オペレーションとして可能かつ実効的であれば、常に**テレワークを奨励**し続ける。
- 可能であれば、**段階的に仕事に復帰**する。
- 人が集まって交流する可能性のある**共有エリア**は閉鎖するか、または社会的な距離を保つための**厳格な (strict) プロトコル**（手順）を策定する。
- **不可欠ではない出張**を最小限に抑え、出張後の隔離に関する CDC ガイドラインを遵守する。
- **ハイリスク層**の従業員には**特別な施設・設備**の手配を強く検討する。

特定事業者

- 現在閉鎖されている**学校や組織された青少年活動**（デイケア、キャンプなど）は閉鎖されたままにすべきである。
- **高齢者福祉施設や病院**への訪問は**禁止**されるべきである。従業員や利用者との交流する人は、衛生面で**厳格な (strict) プロトコル**を遵守しなければならない。
- **大規模な施設**（例えば、着座での飲食店、映画館、スポーツ会場、礼拝所）は、**厳格な (strict) 物理的距離のプロトコル**の下で運営することが可能である。
- **非緊急の手術 (elective surgeries)** は、関連ガイドラインに準拠している施設では、臨床的に適切であれば、**外来ベース**で再開可能である。
- **ジム・体育館 (gyms)** は、**厳格な (strict) 物理的距離と衛生プロトコル**を遵守していれば、再開することが可能である。
- **酒類提供店 (bars)** は**閉鎖**されたままであるべきである。

フェーズ2

再燃の証拠がなく（with no evidence of a rebound）*、2度目のゲーティング基準を満たした州および地域。 *具体的な記述・記載はなし。

個人

- ハイリスク層（all vulnerable individuals）*は、その場で隔離的避難を続けるべきである。これら人々と居住する人々は、ウイルスを自宅に持ち帰る可能性があるため、職場復帰することや物理的距離確保が困難な場所に行くことに注意を払うべきである。ハイリスクな人々を隔離するための予防措置が必要である。
* ①高齢者。②高血圧、慢性肺疾患、糖尿病、肥満、喘息などの重篤な基礎疾患を持つ個人、および癌の化学療法やそのような治療を必要とする他の条件によって免疫システムが損なわれている人。
- すべての人は、公共の場（公園、屋外レクリエーションエリア、商店エリア等）では、他の人との物理的な距離を最大限にとる必要があります。50人以上が集まる場で、かつ適切な距離をとることが現実的でない場合は、予防措置がとられていない限り、避けるべきである。
- 不可欠ではない旅行は再開可能である。

事業者

- 事業オペレーションとして可能かつ実効的であれば、常にテレワークを奨励し続ける。
- 人が集まって交流する可能性のある共有エリアは閉鎖するか、または社会的な距離を保つための適度な（moderate）プロトコルを実施する。
- 不可欠ではない出張は再開可能である。
- ハイリスク層の従業員には特別な施設・設備の手配を強く検討する。

特定事業者

- 現在閉鎖されている学校や組織された青少年活動（デイケア、キャンプなど）は再開可能である。
- 高齢者福祉施設や病院への訪問は禁止されるべきである。従業員や利用者との交流する人は、衛生面で厳格な（strict）プロトコル（手順）を遵守しなければならない。
- 大規模な施設（例えば、着座での飲食店、映画館、スポーツ会場、礼拝所）は、適度な（moderate）物理的距離のプロトコルの下で運営することが可能である。
- 非緊急の手術（elective surgeries）は、関連ガイドラインに準拠している施設では、臨床的に適切であれば、外来ベースであれ、入院患者ベースであれ再開可能である。
- ジム・体育館（gyms）は、厳格な（strict）物理的距離と衛生プロトコルを遵守していれば、再開可能である。
- 酒類提供店（bars）は該当かつ適切な場合であれば、立ち飲み席の占有率・密集度を低減させ、再開可能かもしれない。

フェーズ3

再燃の証拠がなく（with no evidence of a rebound）*、3度目のゲーティング基準を満たした州および地域。 *具体的な記述・記載はなし。

個人

- ハイリスク層（vulnerable people） *は、公共の場での交流を再開することができるが、予防措置を確認できない場合、距離を置くことが現実的でない社会的環境への曝露を最小限に抑え、物理的な距離を置くことを実践すべきである。
* ①高齢者。②高血圧、慢性肺疾患、糖尿病、肥満、喘息などの重篤な基礎疾患を持つ個人、および癌の化学療法やそのような治療を必要とする他の条件によって免疫システムが損なわれている人。
- リスクの低い人々（low risk population） は、混雑した環境で過ごす時間を最小化するように検討すべきである。

事業者

- 職場において制限なく要員を復帰させる。

特定事業者

- 高齢者福祉施設や病院への訪問は再開可能である。居住者や患者と交流する人は、衛生面での注意が必要である。
- 大規模な施設（例えば、着座での飲食店、映画館、スポーツ会場、礼拝所）は、限定的な（limited）物理的距離のプロトコルの下で運営することが可能である。
- ジム・体育館（gyms） は、標準的衛生プロトコルを遵守していれば、再開可能である。
- 酒類提供店（bars） は該当する場合には、立ち飲み席の占有率・密集度を高めることで運営が可能となるかもしれない。

本レポートに関する注意事項

1. 本レポートは、主に新聞等における報道内容や関連する企業や団体等のホームページ等を情報源として活用し作成しております。
2. お客様社内での利用に限ります。本情報をお客様から再配信することは固くお断り致します。
3. 本レポートは、日本国内でご利用いただくことを前提に作成しております。海外でのご利用には、主に以下の点において適していない場合があります。
 - (1) 日本国内で一般的に得られる公開情報をもとに作成しているため、現地の実情とは異なる場合があります。
 - (2) 宗教・政治・領土問題等、日本国内では問題がなくても、海外で発信した場合には問題を惹起する可能性があります。
4. 本レポートは、あくまでも情報提供として供するものであり、レポート内の情報（事実関係および分析・評価結果）をもとにしたお客様社内での判断等に東京海上日動リスクコンサルティング株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・その他関係会社が責任を負うものではありません。

コンサルティングのご紹介

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ビジネスリスク本部では、グローバルリスクマネジメント推進体制構築に関わるコンサルティングサービスをご提供しております。以下はコンサルティングの例です（以下に明示したコンサルティングに限定されません）。ぜひ、お気軽にお問合せください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント体制構築 | <input type="checkbox"/> BCP・緊急時対応計画の策定（戦争・政変・テロ等を含む） |
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント・危機管理文書の第三者評価 | <input type="checkbox"/> 危機発生時のシミュレーション訓練・演習 |
| <input type="checkbox"/> 海外事業拠点・事業展開国のリスク評価 | <input type="checkbox"/> 地政学リスク・政治リスクのマネジメント |
| | <input type="checkbox"/> 分析・調査、総合的なアドバイザー 等 |

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
ビジネスリスク本部

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1
大手町ファーストスクエア ウエストタワー23階
Tel. 03-5288-6556 Fax. 03-5288-6625
<http://www.tokiorisk.co.jp/>